

入 札 説 明 書

「緊急通報システム更新等業務委託」に係る入札執行の公示に基づく条件付一般競争入札「総合評価方式（標準型）」については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の公告 令和8年9月11日（金）
- 2 入札に付する事項
契約件名・履行場所・委託内容概要・履行期間
別紙「入札案件概要書」のとおり
- 3 入札方法等
 - (1) 本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。
 - ア 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。
 - イ 入札書の「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入すること。
 - ウ 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。
 - エ 送付先は「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。
 - (2) 入札金額の記載については、次のとおりとする。
 - ア 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とする。
 - イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
 - ウ 入札金額については入札書に全体金額を記載するとともに、その内訳を入札書（内訳）に記載すること。なお、予定価格については内訳ごとに設定されているものとする。
 - (3) 入札書には、別紙「入札案件概要書」に定める「入札時添付資料」を添付すること。
 - (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
 - (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
 - (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく令和7年・8年度競争入札参加資格者として認定されていること。
- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (9) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (10) 評価項目資料の提出
 - 「11 (1) 評価項目資料に関する事項」に定める評価項目資料を提出できる者であること。

5 入札参加申請及び入札に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 競争参加資格確認申請書（別紙）
- (2) 提出方法及び提出期限

持参又は郵送とすること。なお、郵送の場合は、必ず簡易書留又は一般書留郵便にて提出期限必着とし、郵送した日に「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。なお、提出期限は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。
- (3) 提出場所

「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」に持参又は郵送すること。
- (4) 入札参加資格の有無については、ファクシミリ、E-mail 等により通知する。
- (5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。
- (6) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書受付期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で住宅課（042-769-8256（直通））まで連絡し、入札参加資格喪失届（様式1）を必ず提出すること。

7 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市都市建設局まちづくり推進部住宅課
電 話 042-769-8256（直通）
FAX 042-751-9674
E-mail jutaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
市HP <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「入札等新着」からダウンロード可
- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり
※質問は、別紙「質問回答書」により作成し、「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」までファクシミリにより提出すること。
※回答は、全ての入札参加者にファクシミリにより送付する。
- (4) 質問は、上記（3）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

相模原市契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札参加を確認した者で、落札決定までに「4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(6)までのいずれかを満たさなくなった者がした入札
- (2) 相模原市契約規則第16条に該当する入札又は同規則に違反した入札
- (3) 必要とする「入札時添付資料」の添付がない入札書
- (4) 不備がある「入札時添付資料」の評価項目資料(以下「評価項目資料」という。評価項目資料の価格と入札額の相違、案件名の相違など)が添付された入札書
- (5) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (6) 次に掲げる不備があった入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 入札書及び入札書(内訳)の双方の提出がないもの
 - オ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - カ 所定の日時までに到達しないもの
 - キ 封筒に入札書を2通以上入れた場合
 - ク その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (7) 評価項目資料の内容が不適切である場合や評価項目の中で「評価基準」が「無効」と評価されたものがある場合、当該委託の入札参加資格水準を満たしていないものと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者の入札を無効とする。

11 総合評価に関する事項

(1) 評価項目資料に関する事項

- ア 評価のために、入札参加資格申請者は、必要事項を記述の上、評価項目資料を提出すること。提出した評価項目資料の内容は変更を認めない。
- イ 評価項目資料は、「入札案件概要書」に定める「評価項目資料提出期限」までに住宅課の窓口まで「持参」、「郵送」すること。
評価項目資料を「郵送」する場合、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。封筒には「評価項目資料在中」と記載すること。
なお、送付先は、「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおりとする。
※評価項目資料を住宅課の窓口まで「持参」又は「郵送」する場合、評価項目資料を期限までに提出しなかった者は無効(入札参加の資格なし)とする。
- ウ 評価項目資料に係る添付書類については、一度提出した書類に変更、追加がある場合を除き、再度の提出は不要とする。
- エ 評価項目資料として提出する内容は、「入札時添付資料」に定める。

(2) 落札候補者、落札者の決定方法及び提出書類

入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価値」が最も高い者を選定する。具体的には以下のとおりとする。

- ア 「評価項目」に関する評価項目資料について、「技術評価点採点基準」に定める「評価基準」に基づき配点し、その点数(加算点)と標準点(50点)の合計点(技術評価点)を入札価格で除し、百万を乗じて得た数値を「評価値」とする。

評価値の算出方法(除算方式)は次のとおり。(評価値は、小数点以下第5位を切り捨てる。)

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{(\text{標準点} + \text{加算点})} \div \frac{\text{入札価格} \times 1,000,000}{\text{入札価格} \times 1,000,000} \end{aligned}$$

- イ 落札候補者の決定に当たっては、最も高い者の評価値とする。ただし、入札書における予定価格を超えるものを除く。

- ウ 評価項目資料の点検を行う。なお、この時点での評価項目資料の差替えは認めない。
- エ 評価項目資料を審査した結果、適正な提案であると認められた後に落札者とする。適正な提案であると認め難い場合は、入札を無効とし、次順位の入札書について同様の審査を行う。
- オ 落札者の決定は原則として開札の当日に行う。
- カ 落札候補者が複数いる場合は、評価項目資料の内容等の確認後、くじ引きを行う。
- キ 開札後、落札候補者を決定した場合、落札候補者に電話及びファクシミリにて連絡する。

1 2 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消しをした場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 3 契約保証金

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時までには納付すること。

1 4 支払の条件

別紙契約書及び仕様書のとおり検査終了後、請求に基づき支払う。

1 5 異議の申立て

公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1 6 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(10)までのいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 本委託の一部を第三者に請け負わせるときは、できる限り市内業者（相模原市内に本店がある業者）を選定すること。
- (4) 本委託の施工に必要な工事材料、建設機械等を購入又は借入するとき、できる限り市内業者（相模原市内に本店がある業者）を選定すること。
- (5) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（令和5年4月1日施行）によるものとする。
- (6) この公告に規定のない事項については、以下によるものとする。
 - ア 「相模原市契約規則」
 - イ 「相模原市総合評価方式ガイドライン（平成31年4月）」

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部
住宅課
電話 042-769-8256